決 算 特 別 委 員 会 資 料

令和８年（2026年）10月23日
監 査 委 員 事 務 局

令和７年度決算に基づく

健全化判断比率および資金不足比率審査意見書

滋賀県監査委員

滋　監　査　第　１０９　号
令和８年(2026年)９月14日

滋賀県知事　三日月　大　造　様

滋賀県監査委員　白　井　幸　則
滋賀県監査委員　村　尾　愼　哉
滋賀県監査委員　大　野　恭　永
滋賀県監査委員　河　瀬　隆　雄

令和７年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第３条第１項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率および同法第 22 条第１項の規定に基づき審査に付された資金不足比率について、滋賀県監査基準（令和２年滋賀県監査委員告示第５号）に準拠して審査を行った結果、次のとおり意見を提出します。

第１　審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項および第 22 条第１項の規定に基づく健全化判断比率等の審査

第２　審査の対象

１　健全化判断比率

令和７年度における滋賀県一般会計、各特別会計および各公営企業会計の決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類

２　資金不足比率

令和７年度における滋賀県モーターボート競走事業会計、琵琶湖流域下水道事業会計、病院事業会計、工業用水道事業会計、水道用水供給事業会計および産業用地開発事業特別会計の各決算に基づく当該事業会計ごとの資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第３　審査の着眼点

健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

第４　審査の実施内容

審査に付された健全化判断比率および資金不足比率ならびに算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係諸帳簿および証書類と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、既に実施した財務監査（定期監査）、一般会計および各特別会計に係る決算審査、公営企業決算審査ならびに例月現金出納検査の結果も参考にして慎重に審査した。

第５　審査の結果および意見

審査に付された下記、健全化判断比率および資金不足比率について、第１から第４に記載のとおり審査した限り、重要な点において、健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ、正確であると認

められた。

なお、今後の財政収支を見通しつつ、社会経済情勢に応じた柔軟かつ機動的な対応をもって、事業の選択と集中、事務の効率化の徹底を図り、財政の健全化に向けて一層の取組を進められたい。

記

１　健全化判断比率

	令和７年度決算に基づく健全化判断比率	令和６年度決算に基づく健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	－	－	3.75%
連結実質赤字比率	－	－	8.75%
実質公債費比率	10.5%	11.2%	25.0%
将来負担比率	176.9%	178.5%	400.0%

注　実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額が生じていないため、「－」にて記載

２　資金不足比率

	令和７年度決算に基づく資金不足比率	令和６年度決算に基づく資金不足比率	経営健全化基準
モーターボート競走事業会計	－	－	20.0%
琵琶湖流域下水道事業会計	－	－	
病院事業会計	－	－	
工業用水道事業会計	－	－	
水道用水供給事業会計	－	－	
産業用地開発事業特別会計	－		

注１　資金不足が生じていないため、「－」にて記載

注２　産業用地開発事業特別会計は、令和７年度決算から資金不足比率の審査対象に追加